

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

預金規定改定のお知らせ

当行では、2020年10月1日以降に新たに開設いただいた普通預金口座につきまして、一定の条件に該当した場合に限り適用する「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

本手数料の新設をふまえ、下記のとおり預金規定の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。改定後の預金規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

普通預金規定、普通預金規定（インターネット支店）

2. 改定内容

普通預金規定

改定後	改定前
<p>6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 <u>また、第17条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u></p> <p>17.（未利用口座管理手数料の取扱について） <u>（1）この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。</u> <u>（2）一旦引落しとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p>18.（規定の変更等） （条番号繰り下げ）</p>	<p>6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>（ 新設 ）</p> <p>17.（規定の変更等）</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

普通預金規定（インターネット支店）

改定後	改定前
<p>5.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 <u>また、第 9 条の通り解約を行う場合については、利息の付与は行いません。</u></p> <p>9.（未利用口座管理手数料の取扱について） <u>(1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく、当行所定の方法により、解約することができるものとします。</u> <u>(2) 一旦引落としとなり、当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p>10.（規定の変更等） (条番号繰り下げ)</p>	<p>5.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>（ 新設 ）</p> <p>9.（規定の変更等）</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以 上